

中小企業・小規模事業者の
みなさまへ



厚生労働省 広島労働局

本事業は、厚生労働省 広島労働局から
株式会社東京リーガルマインドが受託し実施する事業です。

働き方改革

出張個別相談会

相談無料
秘密厳守

「広島働き方改革推進支援センター」より派遣される社会保険労務士等が、「働き方改革」に関する「労務管理」「賃金制度」などのお悩みをお伺いし、課題解決のための改善提案を行います。

開催日

毎月 第1・第3木曜日（5月のみ第2・第4木曜日）

5/14、5/28、6/4、6/18、7/2、7/16、8/6、8/20、
9/3、9/17、10/1、10/15、11/5、11/19、12/3、12/17、
1/7、1/21、2/4、2/18、3/4、3/18

時間

13:30～16:30
(1社当たり1時間程度)

場所

因島商工会議所
3階会議室

企業の皆さん、働き方改革関連法の対応は十分ですか？

2019年4月より改正法が
適用されています。

- ☐ 働き方改革に関する助成金について知っていますか？
- ☐ 36協定について知っていますか？
- ☐ (法定)時間外労働・休日労働の上限時間数が法律で定められたことを知っていますか？
- ☐ 上限規制への対応について既になされていますか？
- ☐ 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差が禁止されること(同一労働同一賃金)は知っていますか？(中小企業は2021年4月1日より適用)
- ☐ 正規・非正規雇用労働者の待遇差について、その理由を説明できますか？

項目にひとつでも「？」がある方は、当センターの専門家に是非ご相談になりませんか？

広島働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省広島労働局委託事業〉 <https://public.lec-jp.com/hataraki-hiroshima/>

携帯電話・
タブレットから
簡単アクセス



FAX申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください

会社名		業 種	
T E L		従業員数	
住 所			
担当者名 (部署・役職含む)			

相談会希望日時

第一希望	
第二希望	
第三希望	

ご相談内容

☐ 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差の禁止について ☐ 働き方改革関連法全般について

☐ 助成金について ☐ 時間外労働の上限規制について ☐ 年次有給休暇の取得について

☐ 人材確保に資する技術的な相談 ☐ 賃金規程の整備・賃金引上げに向けた環境整備

☐ その他()

会場

〒722-2323 尾道市因島土生町1762-38

大島商工会議所

FAX. 0845-22-6033

ご相談窓口・お問い合わせ先

広島働き方改革推進支援センター 〈厚生労働省広島労働局委託事業〉

〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4F
(株)東京リーガルマインド(LEC)広島支社内

ロウドウ ヨクシヨー

受付時間

9:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

 **0120-610-494**

E-mail hiroshima-hatarakikata@lec-jp.com

